

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市における人口は、昭和 55 年以降減少が続いており、同年の 44,963 人から令和 2 年には 34,096 人となった。生産年齢人口についても、昭和 55 年の 29,221 人から令和 2 年には 17,981 人に減少しており、その総人口に占める割合も 65.0%から 52.7%に縮小した。今後も少子高齢化の進行により、総人口、生産年齢人口ともに減少が続き、ほぼ平行して推移することが予測される。

また、本市における正社員の有効求人倍率は、平成 24 年度の 0.65 倍から令和 4 年度では 1.91 倍へ推移しており、企業の採用意欲が高まりを見せる一方で、人手不足感の強まりも感じられ、本市で大部分を占める中小企業への影響も懸念されるところである。

本市産業の強みである製造業は、令和 3 年現在、本市内における雇用者数の 40.4%、売上高の 49.4%、付加価値額の 48.7%を占め、その高い技術で地域経済を牽引する基幹産業として位置付けられる。しかし、事業所数でみるとその割合は 14.1%に留まり、24.6%を占める小売・卸売業をはじめ、幅広い業種が本市産業を支えている。

一方で、本市内の事業所数の推移をみると、平成 13 年に 2,186 あった事業所は令和 3 年には 1,663 事業所に減少しており、生産年齢人口の減少による人手不足がその要因の一つと考えられる。こうした地域経済の衰退を抑止するため、本市産業を支える企業、とりわけその大部分を占める中小企業への支援施策として、人材育成支援、販路開拓支援、経営基盤強化支援や制度融資などを実施している。

それらの支援を継続的に展開しつつ、今後も予測される人手不足等の厳しい事業環境の中で地域経済を活性化させるために、本市内全体の労働生産性の向上が必要不可欠である。

(2) 目標

長期化が予測される生産年齢人口の減少などの厳しい事業環境への対応として、幅広い業種に先端設備等の導入を図り、本市内全体の労働生産性を向上していくため、先端設備等導入計画について年 5 件以上の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援し、本市内全体の労働生産性の向上を図るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画における目標は本市内全体の労働生産性の向上を図るものであるため、設定する地域は、新潟県小千谷市の行政区域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画における目標は本市内全体の労働生産性の向上を図るものであるため、設定する業種及び事業は、対象地域内における全ての業種、事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

事業者は以下に掲げる事項を遵守するものとし、各事項に反する取組については計画認定の対象としない。

ア. 雇用の安定

事業者は、区域内の雇用の安定を図るものとし、人員削減を目的とした設備等の導入をしないこと。

イ. 健全な地域経済の発展

事業者は、区域内の健全な地域経済の発展に配慮するものとし、小千谷市暴力団排除条例に基づき、暴力団等反社会勢力を排除するとともに、同勢力からの要求に応じないこと。また公序良俗に反する取組を実施しないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。